

新宿区国民健康保険条例改正(案)の概要

資料1

I 諮問事項

1 保険料率等の改定
(条例第15条の4、第15条の12、第16条の4)

区分		改正案	現行	増減	増減率
医療分	所得割	7.32/100	7.47/100	△0.15/100	△2.01ポイント
	均等割	39,000円	38,400円	600円	1.56%
	賦課割合	58:42	58:42	据置	—
	限度額	580,000円	540,000円	40,000円	7.41%
支援金分	所得割	2.22/100	1.96/100	0.26/100	13.27ポイント
	均等割	12,000円	11,100円	900円	8.11%
	賦課割合	58:42	58:42	据置	—
	限度額	190,000円	190,000円	据置	—
合計	所得割	9.54/100	9.43/100	0.11/100	1.17ポイント
	均等割	51,000円	49,500円	1,500円	3.03%
	限度額	770,000円	730,000円	40,000円	5.48%
介護分	所得割	1.65/100	1.46/100	0.19/100	13.01ポイント
	均等割	15,600円	15,600円	据置	—
	賦課割合	53:47	50:50	—	—
	限度額	160,000円	160,000円	据置	—

2 保険料の減額 (条例第19条の2)

区分		改正案	現行	増減
医療分	7割減額	27,300円	26,880円	420円
	5割減額	19,500円	19,200円	300円
	2割減額	7,800円	7,680円	120円
支援分	7割減額	8,400円	7,770円	630円
	5割減額	6,000円	5,550円	450円
	2割減額	2,400円	2,220円	180円
介護分	7割減額	10,920円	10,920円	0円
	5割減額	7,800円	7,800円	0円
	2割減額	3,120円	3,120円	0円

3 賦課限度額の見直し(条例第15条の8、第19条の2)

医療分賦課限度額について「54万円」を「58万円」に改め、同様に、保険料の減額を規定する条項においても賦課限度額を改める。

4 介護分の賦課総額に対する所得割及び均等割の賦課割合の改定(条例第16条の4)

介護分の賦課総額に対する所得割及び均等割の賦課割合を所得割について「100分の50」を「100分の53」に、均等割について「100分の50」を「100分の47」に改める。

5 新宿区国民健康保険運営協議会の設置規定の新設(条例第1条の2、第2条)

国民健康保険法第11条第2項の規定による国民健康保険事業の運営に関する協議会として、新宿区国民健康保険運営協議会を設置する規定を設ける。

6 その他

特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主の届出に当たり、特例対象被保険者等の氏名・離職年月日・離職理由等が把握できない場合に、世帯主は雇用保険受給資格者証を提示しなければならないよう規定を改める等、所要の改正を行う。

II 法令改正等に伴う条例改正

1 基礎賦課総額、後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額の改正に伴う規定の整理について(条例第14条の3、第15条の9、第16条)

国民健康保険料を国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てることによる国民健康保険法施行令の改正に伴い、基礎賦課総額、後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金総額の算定に係る基準を改める。

2 国民健康保険料均等割額の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の見直しに伴う規定の整理について(条例第19条の2)

国民健康保険法施行令の改正に伴い、「国民健康保険料均等割額の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得」の判定基準(5割軽減・2割軽減の判定基準)を改める。

3 病床転換支援金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課する特例措置の適用期限延長に伴う規定の整理について(条例第14条の3、第15条の9、第16条)

平成29年12月14日「平成30年度税制改正大綱」が閣議決定され、「国民健康保険に要する費用に高齢者の医療の確保に関する法律に規定する病床転換支援金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課する特例措置の適用期限を6年延長する」ことになった。今後、政令改正が予定されているため規定を改める。